

人権教育に関する特色ある実践事例

基準の観点	学校全体として人権尊重の視点に立った学校づくりが組織的かつ効果的に進められている実践事例
-------	--

1. 基本情報

○都道府県名及び市町村名

徳島県小松島市中田町

○学校名

徳島県立ひのみね支援学校

○学校のURL

<http://www.hinomine-ss.tokushima-ec.cd.jp/>

2. 学校紹介

○学級数

【合計】 22学級 (小学部8学級, 中学部6学級, 高等部8学級)

○児童生徒数

【全児童生徒数】 56人 (小学部23人, 中学部14人, 高等部19人)

○学校の教育目標、人権教育に関する目標など

【本校の教育目標】

教育基本法の精神に基づき、児童生徒一人一人の個性と人権を尊重し、自立と共生にむけて、自己実現に努める心豊かな人間を育成する。

【めざす学校像】

徳島県における肢体不自由特別支援学校のオピニオンリーダーをめざす。
肢体不自由教育の継承と充実に向けたひのみねモデルの構築。

「ひのみねモデル」とは

- (1) 徳島赤十字ひのみね総合療育センターと連携・協力した学校
- (2) 命の教育と人権教育を基軸にした学校
- (3) ICF (国際生活機能分類) の理念に基づくユニバーサルな学校
- (4) センターの機能による地域貢献を積極的に行う学校

【人権教育の基本方針】

- (1) 学校の教育活動全体をとおして、児童生徒の心身の発達段階や障害の状態に応じて人権教育を積極的に推進する。
- (2) 個に応じたきめ細やかな指導の充実を図り、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育む。

○人権教育にかかる取組の全体概要

【具体的な実践の柱】

人権尊重を基盤とし、各教科等、校務分掌等、すべての学校教育活動に人権教育の視点を導入する。

(1) 教職員研修の再構築

本校では、学力を「児童生徒のニーズに基づいた生きる力」ととらえ、児童生徒の生きる力を育成するために教職員の授業力の向上に取り組んでいる。日々の教育活動全体が児童生徒の生きる力を育む取組であることから、人権問題についての正しい理解と課題解決に向けた研修の充実に努める。

(2) 啓発・発信の充実

学校間の「交流及び共同学習」を行うことによって、同世代の友だちと共に同じ時間を過ごす喜びを味わい、協調性や社会性を育み、目標に向かって挑戦する意欲や自己肯定感を培う。また、近隣校や居住地校との交流及び共同学習を一層充実させ、校内外での作品展や地域の環境づくりなどをおして、交流校の児童生徒や地域に対して障害のある子どもたちの理解啓発に努め、共生社会の実現を促す。

(3) P T A、関係機関等との連携

人権問題の解決に向けた取組は、学校教育、社会教育の両面で取り組んでいかなければならない課題である。本校の児童生徒一人一人が幸せに生きていくことの喜びを実感できる社会づくりをめざして、P T A活動の活性化のほか、学校、家庭、地域、関係機関との連携に努める。

(4) 授業における取組

児童生徒一人一人の実態と将来像及びキャリア発達やI C F（国際生活機能分類：International Classification of Functioning, Disability and Health）の視点をふまえ、個別の指導計画に基づく授業内容や指導方法の改善をめざした授業研究を行う。

さらに、学習グループや共通テーマに基づくグループで、児童生徒の実態把握や目標設定、研修を活用し、外部講師によるコンサルテーション（高度な専門性をもった方による助言等）のほか、各自のニーズに応じた研修にも取り組み、児童生徒の社会的自立とQ O L（Quality of life）の向上に生かす。

(5) 個に応じた進路の実現

将来の生活につながる基礎的な力を育むため、児童生徒一人一人のキャリア発達について学部全体の共通理解を図りながら、小学部・中学部・高等部と継続した偏りのない支援を行い、卒業後に必要な知識やスキルを身につけさせることをめざす。

また、教職員や保護者、関係機関との連携協力に基づいた進路支援を進める。

(6) 学習環境の充実

児童生徒の障害の特性に配慮して、一人一人が安心して学習できる環境づくりを行う。

児童生徒一人一人にわかりやすい校内表示や、授業に役立つ教材・教具等を

工夫することによって、個々の児童生徒が本来持っている力を発揮し、自分でできる喜びや達成感、自信を持たせることにより、興味・関心や活動の幅を広げる取組を行う。

3. 特色ある実践事例の内容

【外部専門家との連携による自立活動の指導力向上】

(1) 取組のねらい、目的

隣接する徳島赤十字ひのみね総合療育センター（以下、「総合療育センター」とする）リハビリテーション課及び整形外科医との連携を行い、教員の専門性向上を図る中で、自立活動の指導を充実させることにより、児童生徒一人一人の生活機能面の充実を図る。

(2) 取組を始めたきっかけ

授業において、児童生徒が主体的に課題に取り組むことができるように、一人一人の教員が、児童生徒の実態把握や単元目標設定の際に I C F（国際生活機能分類）の視点で「活動・参加の状況」及び「環境因子」として、教員のかかわり方を意識し、見直しを行う必要がある。（図1）

また、自立活動を主とした教育課程を履修する児童生徒の増加に伴い、安全で安心な教育活動を展開するためには、総合療育センタースタッフと連携した取組が不可欠である。

(3) 取組の内容及び頻度

整形検診（各学期）、リハビリテーション見学（5月）、P T（理学療法士）・S T（言語聴覚士）によるコンサルテーション（年間各 21 時間）、リハビリテーション課 P T・O T（作業療法士）・S Tによる授業参観（6月・10月）、リハビリテーション課スタッフとの連絡会（2月）の実施などを行った。

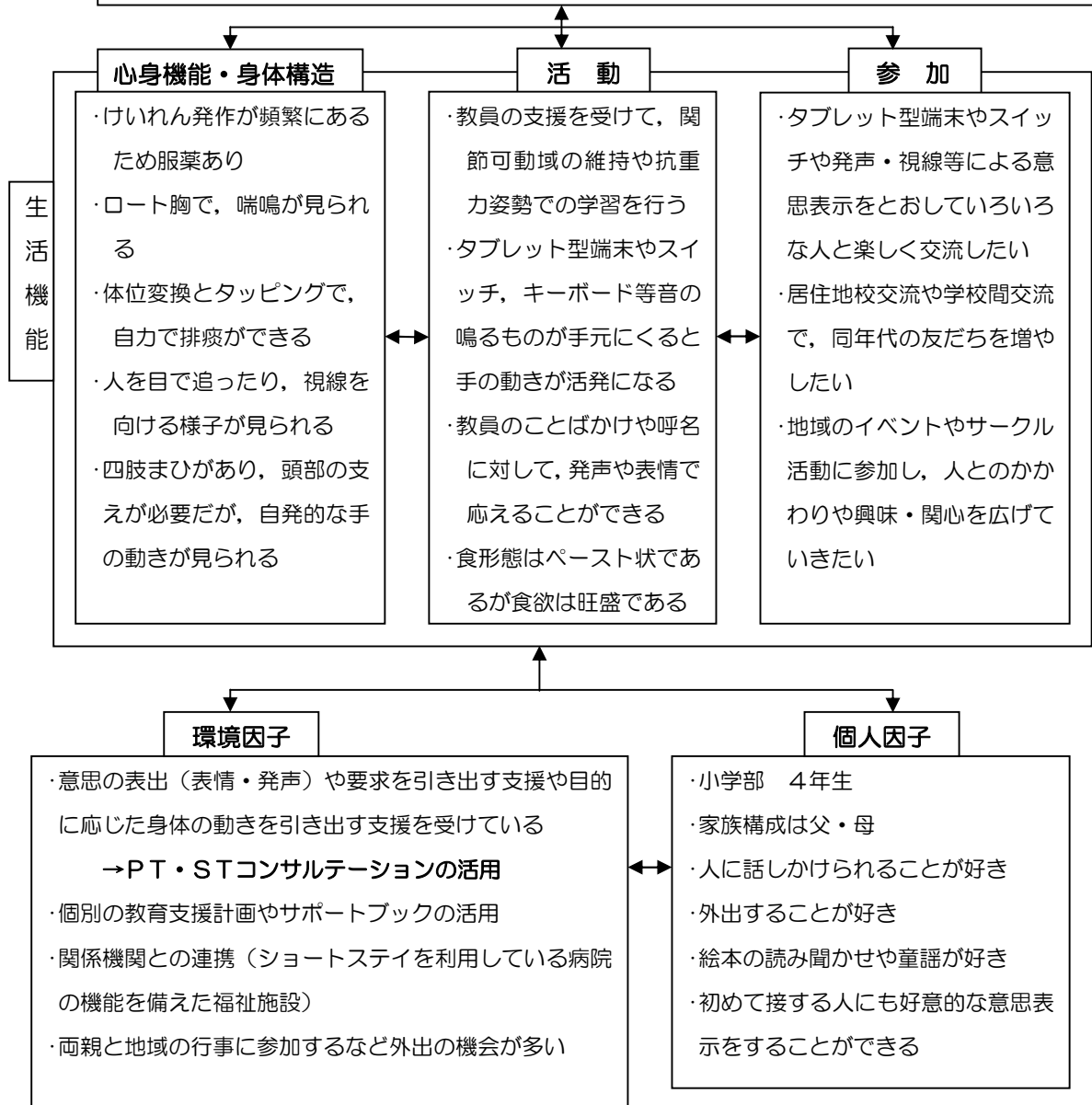
(4) 取組を実現するにあたっての課題と工夫

限られた時間の中で、効果的な指導・助言を受ける必要がある。そのために、授業者と外部専門家の両者が、取組の目的や内容の共通理解を図ることが大切である。また、担当校務部（自立活動部）が校内コーディネーター的役割を果たし、両者への説明や教員による質問、記録の提出等の活用により授業改善に取り組めた。

ICF 関連図で考えた支援シート（想定例）

図 1

健康状態：運動障害・知的障害・言語障害重複疾患を想定



【学校間交流及び共同学習】

(1) 取組のねらい，目的

互いを正しく理解し，好ましい人間関係や社会性の育成を図る。
本校児童生徒の社会的自立や社会参加に向けた態度を育てる。
共生社会の実現に向けた啓発や理解の促進を図る。

(2) 取組を始めたきっかけ

本校から県立高等学校へ異動した教員の働きかけにより，両校による野球の交歓試合が行われたのがきっかけであった。本格的な交流に係る組織づくりなどは，高等部が設置された昭和 59 年からである。近隣の高等学校や小学校，中学校などとも定期的な交流教育を開始した。

(3) 取組の内容及び頻度

学期毎に1回ずつの直接交流や居住地校交流を行っており、2～3時間程度の時間をかけ、十分な交流時間と内容が確保されるようにしている。生徒どうしが直接ふれ合う直接交流に対し、間接交流は互いの学習成果である作品等を交換し合う交流である。各交流協力校の文化祭には本校の生徒作品を出展し、間接交流も促進している。できるだけ多くの児童生徒や教職員に、本校の取組を発信し、啓発・理解の場としても設定している。

(4) 取組を実現するにあたっての課題と工夫

学校間の交流及び共同学習を行うことによって、様々な対人交流過程で最低限必要な支援を受け入れ、快・不快や感情を表出することは、重度・重複障害を有する児童生徒のコミュニケーションや関係性を高めることになる。卒業期に向けた継続した豊かな人間関係づくりの中で、交流及び共同学習の成果を児童生徒の社会生活へとつなげていくことが課題である。

また、年間をとおして常時授業交流等が実施できればより一層効果的であるが、交流校では学年が進むにつれて、行事や部活動及び、学力向上に向けた授業確保などにより日程等の調整が容易ではなく、次第に参加が難しくなるケースもある。今後、互いに限られた時間を工夫して事前・事後学習を充実させることにより質の高い交流内容や形態にも改善していきたい。

4. 実践事例の実績、実施による効果

【外部専門家との連携による自立活動の指導力向上】

(1) 整形外科医による整形検診

保護者を交え、自立活動の時間における指導の学習内容への指導・助言及び身体状況についての質問や相談を行った。学期に1回実施し、一人一人の児童生徒の安全・安心な指導や支援につながった。また、医師の指導・助言をふまえ、教員と保護者が指導内容についての共通理解をもつことができた。

(2) PT・STによるコンサルテーション

各学級PT・ST各1時間のコンサルテーションを受けた。普段の学習の検証の機会となり実態把握が深まった。教職員のかかわり方がかわることで、児童生徒が心地よく意欲的に過ごせる状況が増え、生活の質の向上（例として水分摂取や摂食状況が改善したなど）が見られた。専門家のアドバイスをもとに保護者と学習や生活の支援について話をすることができた。また、許可を得てコンサルテーションの映像を残すことができ、学部の教職員の共通理解に効果的であった。

(3) リハビリテーション課スタッフによる授業参観

児童生徒を中心において外部の専門家と共通理解が深まり、授業についてのアドバイスを受けることをとおして安全・安心な授業改善に展開することができた。

【学校間交流及び共同学習】

(1) 児童生徒の変容や交流協力校の反応

本校の児童生徒は、交流協力校の児童生徒や教職員から受ける優しい気持ちや愛情を感じると笑顔で応えていた。交流協力校の児童生徒は、本校との交流を楽しめたり児童生徒へのかかわり方が理解できたりしたことによって、優しい気持ちや思いやり、素直な気持ちをもつことができ、自分を見つめ直す機会になったようだ。

(2) 協力校の生徒感想より

(前略) 私はこのひのみねとの交流をとおして、以前の自分の考えを改め色々なことを学ぶことができました。初めて交流に行った時、先生方の明るく優しい様子と、生徒の楽しそうな様子に驚きました。ただ賑やかであるとか、人が多いなどの外見的なものではなく、一人一人に声を掛け、互いに認め合う温かい雰囲気があることに驚いたのです。私は初めて自分が何も知らなかったことに気付きました。私は自分自身にひのみね支援学校の皆さんのような、力強さや優しさが欲しいと思い交流をとおして学んでいこうと思いました。(後略)

5. 実践事例についての評価

外部専門家との連携を図り、自立活動の専門性を高めるとともに、教員の資質向上に努めることが本校の課題である。すなわち、児童生徒一人一人のニーズに応える授業の充実を図ることにある。ICFの理念を正しく理解して生活機能の充実と社会参加に向けて2年間のライフステージ(学齢期)を丁寧に積み上げていく取組ができてきた。今後、ICF及びICF-CY(国際生活機能分類児童青年期版)を、外部の専門家との共通言語と考え、連携していくうえでの有効な生活機能評価として現在試案検討中である。

30年近い歴史をもつ本校の交流及び共同学習を検証してみると、生活経験領域が限られる肢体不自由児にとっては、自己理解や他者理解、社会性の発達に大変意義深い取組であった。交流場面では、児童生徒の自然なかかわりが生まれ積極的な取組が見られるようになった。また、教職員同士の交流及び共同学習に対する意識も高まってきており、これまでの取組は一応の成果をあげたと評価している。なお一層の充実と発展をめざす取組を行いたい。

平成24年5月現在、本校児童生徒56名中約72%が医療的ケア対象児である。障害の重篤な児童生徒が積極的に取り組める交流内容の検討と彼らの立場を共感できる交流の方法や形態を工夫していく必要がある。学校間交流の成果を地域へと広げるとともに、インクルーシブ教育システムの構築の過程も見据えながら、今後地域に根ざした交流のあり方を検討していきたい。

私たち教職員は改めて目の前の児童生徒から日々学び直すことによって、自らの人権感覚を研ぎ澄ませ、共生社会や人権尊重社会を築くキーパーソンとして、重要な役割を担っていることを共通認識できた。

【 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議によるコメント 】

徳島県立ひのみね支援学校

学校全体として、児童生徒一人一人の実態を共通理解し、「生きる力」を育むための取組の柱を立てて実践を重ねてきた事例である。

特に、「学校間交流・共同学習」や外部専門家との連携による自立活動の充実に向けた取組は、共生社会の実現に向けても重要な内容となる。学期毎の直接交流や居住地校交流は、お互いに相手を知り、理解し合う機会となり、認め合えることにつながっている。また、担当校務部（自立活動部）が中心となって、専門家や教職員・保護者が共通理解をして児童生徒に関わることや、普段の学習の検証を大切にしながら授業改善を進めてきたことで、児童生徒が意欲的に生活できる場面が増え、教職員の資質向上につながっている。